**みよし市プロモーション動画等制作業務委託仕様書**

１　委託業務名

みよし市プロモーション動画等制作業務委託

２　業務履行期間

契約締結日の翌日から平成２９年３月２４日（金）

３　業務目的

本市は、平成２８年３月に「みよし市まち・ひと・しごと創生【人口ビジョン・総合戦略】」を策定し、今後の少子高齢化並びに人口減少を見据えた事業を実施していくこととなった。

そこで、市内在住の方には市外転出の抑制と定住の促進、市外在住の方には市への転入及び定住の促進に資することを目的として、みよし市の魅力や取組みを紹介するPR動画及びロゴマークを制作し、市内外に広く発信することとした。

４　業務の概要

⑴　プロモーション動画

①　業務目的に沿った、本市の魅力をわかりやすくPRする動画を作成する。

②　市への移住・定住につなげるため、特に20～40歳の子育て世代に関心を持ってもらえる内容とする。

③　前例にとらわれず斬新で独創的な内容の作品とし、話題性のある作品とする。

④　wmv形式及びmp4形式のアスペクト比16:9のフルHD動画とする。

⑤　mp4形式についてはYouTubeの全国移住ナビチャンネルにアップロード可能で、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様にする。

⑥　実写、CG、アニメーション等表現技法は自由とする。

⑦　本数は１本以上で１本の長さは3~15分程度。企画提案の中で協議して決定する。

⑵　ロゴマーク

①　一見してみよし市の魅力を想起させるデザインとする。

②　ai形式、psd形式、jpg形式、png形式及びbmp形式でサイズは10cm×10cm程度に収まり、1,000×1,000pixel、解像度は400dpi程度でフルカラーの画像とする。

⑶　協議

　　動画及びロゴマークの完成までに、市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。また、協議内容及び協議結果について記録を提出すること。

⑷　納品

　①　DVDに収録して納品（原盤１枚、複製５枚）

　　※　納品に際しては、ウィルス対策ソフトで十分に検査したうえで納品すること。

②　業務遂行のために制作した文書等関連資料を印刷した資料一式

⑸　その他

①　撮影許可、楽曲使用等で必要となる一切の手続きについては、受託者が行うこと。

②　成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

③　この仕様書に定める納品物以外にも、市の必要に応じて資料を提供すること。

④　この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。

５　責任者及び主任担当者

⑴　受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。

⑵　責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

⑶　本業務の円滑な進捗を図るため、実施前及び実施中に発注者と十分協議を行うものとする。

６　提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

⑴　業務計画書

⑵　責任者及び主任担当者届

⑶　工程表

⑷　その他発注者が必要と認める書類

７　資料の貸与

発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料の管理を責任もって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

８　成果品の帰属

本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用または流用してはならない。

９　秘密の保持

受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用する事はできない。

また、成果品（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写または譲渡してはならない。ただし、本市の了承を得た場合はこの限りではない。

１０　業務の再委託

受託者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

１１　瑕疵担保責任

納品後1年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、市の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

１１　費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

１２　その他事項

⑴　本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、事務局と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。

⑵　成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

⑶　この仕様書に定める納品物以外にも、市の必要に応じて資料を提供すること。

⑷　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。